

令和7年度 大田区児童館夏季業務補助員採用選考（公募）案内

1 応募受付期間

令和7年4月1日（火） ～ 令和7年4月25日（金） ※詳細は「7 申込み方法」に記載しています。
--

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
25人程度	区内の児童館施設等における児童館事業・学童保育業務の補助

3 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和7年7月1日から令和7年8月31日まで（予定）
勤務場所	大田区立児童館（こどもの家・おおたっ子ひろば） ※敷地内は禁煙です。
勤務時間等	・1日7時間45分・週3日 ・8時00分から19時15分の間で実働7時間45分（休憩1時間） ・公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には超過勤務もあります。 ・行事等で休日に勤務が割り振られることもあります。 ・勤務場所によって勤務時間は異なります。
休日	日曜・祝日・勤務割振日以外の日 ・上記の週休日に加え、以下が休日となります。 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 国の行事が行われる日で規則で定める日
休暇	慶弔休暇、公民権の行使等の休暇があります。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額	日額 10,702円

諸手当（相当額）	通勤手当、超過勤務手当
社会保険	雇用保険に加入となります。※学生の場合、雇用保険には加入しません。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。 ・ 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができますが、兼業を行うにあたり、地方公務員法に定める職務専念義務や信用失墜行為の禁止に抵触しないよう注意してください。（大田区の会計年度任用職員の兼業は禁止です。）

(注)記載されている報酬額等については、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に 変更が生じる可能性があることにご留意ください。

4 受験資格

次の（１）と（２）の２つの要件を満たす方

- （１）児童の健全育成に熱意がある方（資格不要）
- （２）地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない者

【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

5 選考方法等

（１）選考方法

採用選考は、以下のとおり筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

筆記（作文）	<p>【課題】「児童館夏季業務補助員を志望した理由」</p> <p>※作文用紙は申込書に付いているものを使用してください。（字数指定なし・自筆）</p> <p>※申込書と一緒に提出</p>
面接	<p>【面接日】令和7年5月12日から16日（予定）</p> <p>※申込者数等の事情により上記以外の日に実施する可能性があります。</p> <p>【場所】大田区役所本庁舎（予定）</p> <p>※面接日時等は面接実施通知書を申込書に記載の住所に郵送し、お知らせします。</p>

（2）判定基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

【筆記（作文）】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さを感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さを感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。

6 合格者の発表方法

令和7年6月上旬頃（予定）、郵送にて通知します。

7 申込み方法

（1）提出書類

申込書	<ul style="list-style-type: none"> 申込書は、こども未来部子育て支援課（大田区役所3階23番窓口）で配布します。 また、区ホームページからもダウンロードできます。 記入にあたっては、申込書に記載の「記入上の注意」をよく読んでください。 申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。（写真の裏に必ず記名をしてください。）
作文	<ul style="list-style-type: none"> 様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 課題は「児童館夏季業務補助員を志望した理由」とし、必ず自筆で記述してください。
返信用封筒	長3封筒に申込者の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼ってください。

(2) 提出方法

	郵送	持参
提出方法	封筒の表面に「 <u>児童館夏季業務補助員受験申込</u> 」と朱書し、 <u>簡易書留により郵送</u> してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。	下記申込先窓口でお申し込みください。
申込期間	令和7年4月1日(火)から 令和7年4月25日(金)まで	令和7年4月1日(火)から 令和7年4月25日(金)まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内に必着	午前8時30分から 午後5時00分まで
申込先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区こども未来部子育て支援課子育て支援担当(大田区役所3階23番窓口)	

※なお、提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

(3) 面接実施通知書の送付

申込書類受付後、提出された返信用封筒にて面接選考の案内を郵送します。

令和7年5月7日(水)までに届かない場合は、問合先までご連絡ください。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

9 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間(採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

大田区役所案内図

JR京浜東北線
東急多摩川線・池上線
「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線
「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



《申込・問合せ先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区こども未来部子育て支援課子育て支援担当（本庁舎3階南側23番窓口）

電話 03-5744-1272 FAX 03-5744-1525

HPアドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp/>